
田野町 公共施設等総合管理計画

平成 28 年 3 月



田 野 町

目 次

第1章 基本計画の策定について	1
1 公共施設等総合管理計画策定の背景と趣旨	1
2 本計画の位置づけ	1
3 計画期間	1
4 対象施設	2
第2章 公共施設等の現況、将来の見通し及び課題	3
1 対象施設の現況と課題	3
（1）公共建築物の現況と課題	3
（2）インフラ資産の現況と課題	6
2 人口の見通し	7
3 財政の現況と課題	9
（1）財政全般の現状と課題	9
（2）投資的経費と更新費用等の見通し	12
第3章 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	14
1 本計画の要求事項	14
（1）現況の問題点や課題に関する基本認識	14
（2）公共施設等マネジメントの原則	14
（3）計画期間	15
（4）公共建築物の目標設定	16
（5）インフラ資産の目標について	17
2 総合管理計画の推進体制	18
（1）全庁的な取組体制	18
（2）職員の意識改革	18
（3）関係者との協働	18
（4）アウトソーシングの推進体制	18
3 維持・運営の実施方針	18
（1）点検・診断等の実施方針	18
（2）維持管理・修繕の実施方針	18
（3）安全確保の実施方針	19
（4）耐震化の実施方針	19
第4章 公共建築物再編について	20
1 公共建築物の再編手順	20
（1）要求事項	20
（2）公共建築物の評価	21

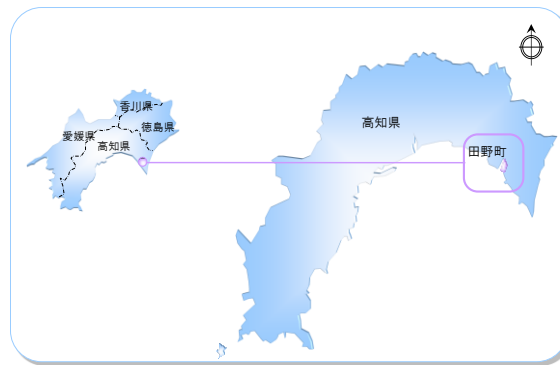
(3) 公共建築物の再編.....	21
2 施設再編の実施手法について.....	22
(1) 共通手法.....	23
(2) 個別手法（公共サービス機能の休止・廃止）.....	24
(3) 個別手法（公共サービス機能の継続）.....	25
第5章 公共施設等再編の方向性.....	27
1 公共建築物の再編について.....	27
(1) 公共建築物一覧.....	29
2 インフラ資産について.....	30
(1) 橋りょう.....	30
(2) 簡易水道.....	30
第6章 基本計画の展開に向けて.....	31
1 公共施設マネジメントサイクルの形成について.....	31
2 本計画の検証について.....	31
(1) 評価指標について.....	31
(2) 財政側面からのマネジメント支援について.....	32
第7章 資料編.....	33
1 更新費用算定の根拠.....	33
2 官民連携の解説.....	35
(1) 官民連携手法について.....	35
(2) 官民連携手法の選定について.....	35
3 用語集.....	37

第 1 章 基本計画の策定について

1 公共施設等総合管理計画策定の背景と趣旨

田野町（以下「本町」という。）は、県都高知市から東へ約 55km、奈半利川西岸河口に位置し、南は、土佐湾に面し、東西 2.2km、南北 4km、総面積は 6.53 平方 km の四国で一番小さな田園の町です。これまで、本町は、住民サービスの提供を目的として公共施設を整備してまいりました。一方、本町を取り巻く状況も著しく変化し、特に少子高齢化を伴う人口減少は、町民の暮らしに大きく影響しており、人口減少と若者の流出に歯止めがかからず、町の経済も縮小傾向にあります。

図表 1.1 田野町の位置



このことに加え、人口減少に伴う生産人口の減少や地方交付税の削減等により地方財政が逼迫する中で、これまでに整備してきた公共施設やインフラ資産（以下「公共施設等」という。）が、順次改修・更新時期を迎えようとしており、多額の更新費用が必要になると見込まれています。

このような背景の下で、公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）の策定は、公共施設等の全体把握とそれを取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に把握するとともに、長期的な視点を持って公共施設等を通じた公共サービスの適正な維持について検討し、住民とともに実現していくために実施するものです。

2 本計画の位置づけ

本計画は、公共施設等に係る優先政策に対して如何に財源の配分を行うかをマネジメントしていくものであり、田野町総合計画や関連諸計画と有機的に連携していくことが求められています。

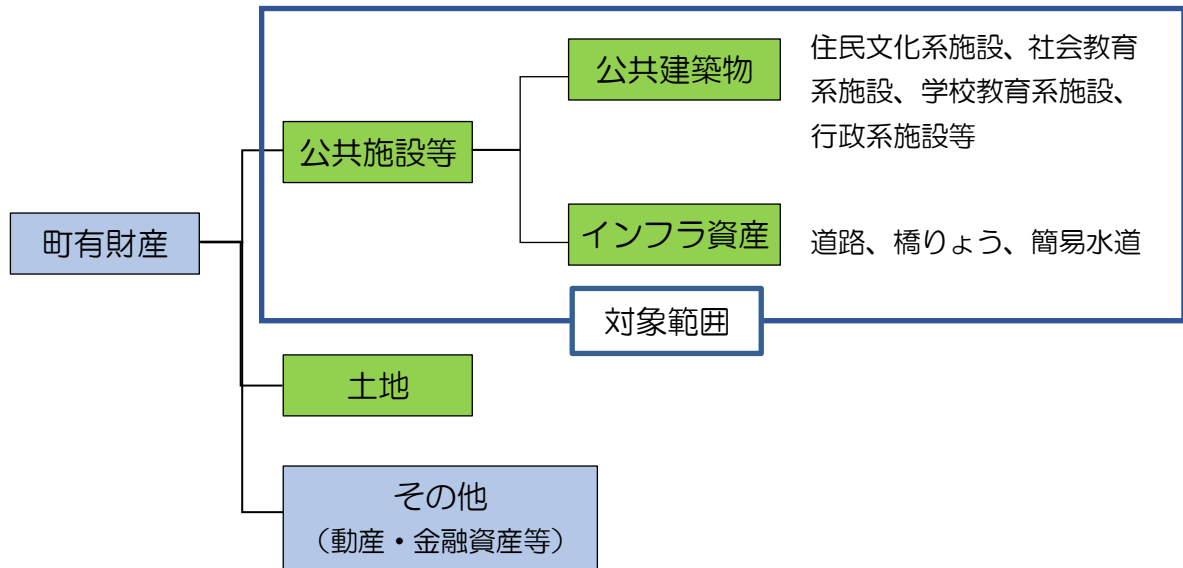
3 計画期間

本計画の計画は、2016（平成 28）年度から 2045（平成 57）年度までの 30 年間とします。

4 対象施設

本計画は、庁舎や学校施設といった公共建築物約56施設（約67棟）と、道路、橋りょう、簡易水道などのインフラ資産を対象としています（図表1.2、1.3参照）。

図表 1.2 公共施設等の構成図



図表 1.3 公共建築物内訳

区分	大分類	中分類	施設数	棟数	延床面積 (㎡)	構成比 (%)	敷地面積 (㎡)
普通会計	住民文化系施設	集会施設	14	14	1,777	6.4	3,200
		文化施設	2	2	3,610	13.0	3,100
	社会教育系施設	博物館等	4	5	559	2.0	2,100
		スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	1	1	1,532	5.5
		レクリエーション施設・観光施設	1	1	86	0.3	300
	産業系施設	産業系施設	3	3	350	1.3	700
	学校教育系施設	学校	2	5	7,331	26.4	8,400
		その他教育施設	1	1	274	1.0	853
	子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	2	2	1,169	4.2	2,000
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	3	4	1,545	5.6	2,100
		保健施設	1	1	1,104	4.0	1,000
	行政系施設	庁舎等	1	3	1,704	6.1	1,300
		消防施設	4	4	593	2.1	900
		その他行政系施設	1	2	189	0.7	400
	公営住宅	公営住宅	10	12	4,793	17.2	4,900
供給処理施設	供給処理施設	1	2	167	0.6	400	
その他	その他	5	5	1,026	3.7	1,400	
計			56	67	27,809	100.0	34,353

※公共施設等の現況分析は、普通会計の施設を対象に行う。
 延床面積が50㎡未満の小規模建物を除く。
 水道施設は各棟が50㎡未満につき計上なし。
 表示桁数、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

第2章 公共施設等の現況、将来の見通し及び課題

1 対象施設の現況と課題

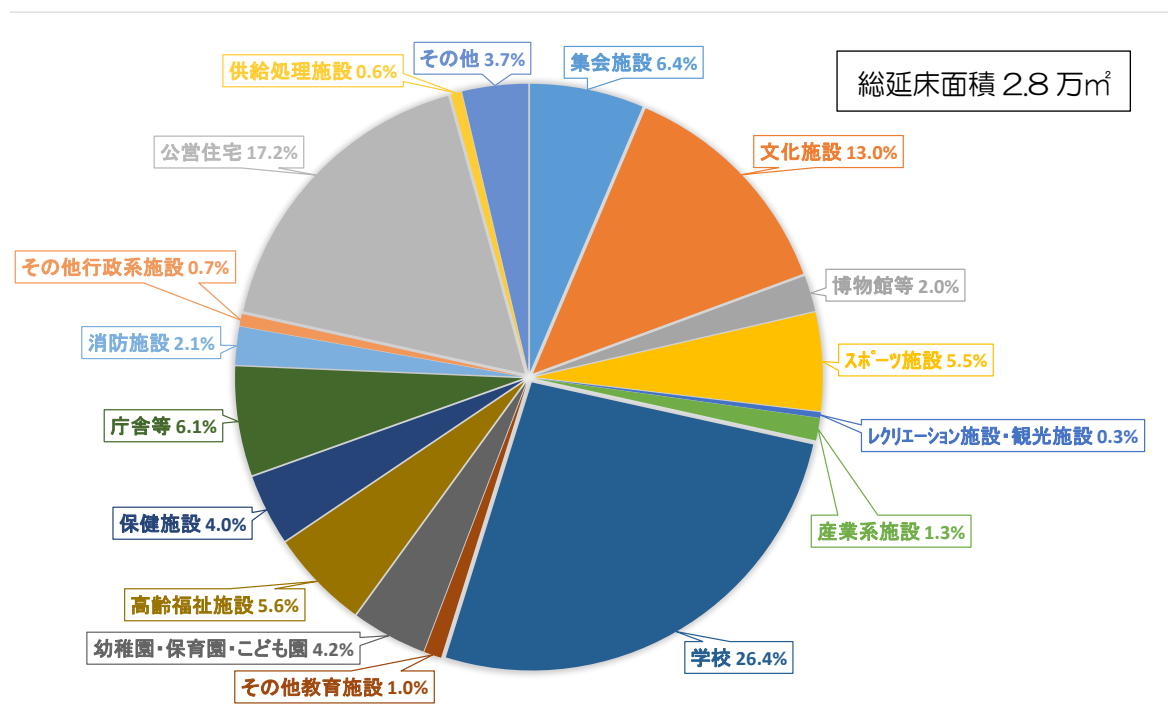
(1) 公共建築物の現況と課題

本町が保有する公共建築物（簡易水道施設を除く）の総延床面積は、約 2.8 万㎡で、住民一人当たり(2,830人:平成27年9月30日現在の住民基本台帳人口)床面積は9.83㎡、全国平均の3.22㎡との比較では約3.05倍となっています。

一方、これを同規模自治体（人口1万人未満）の平均10.61㎡と比べると約0.93倍となります。

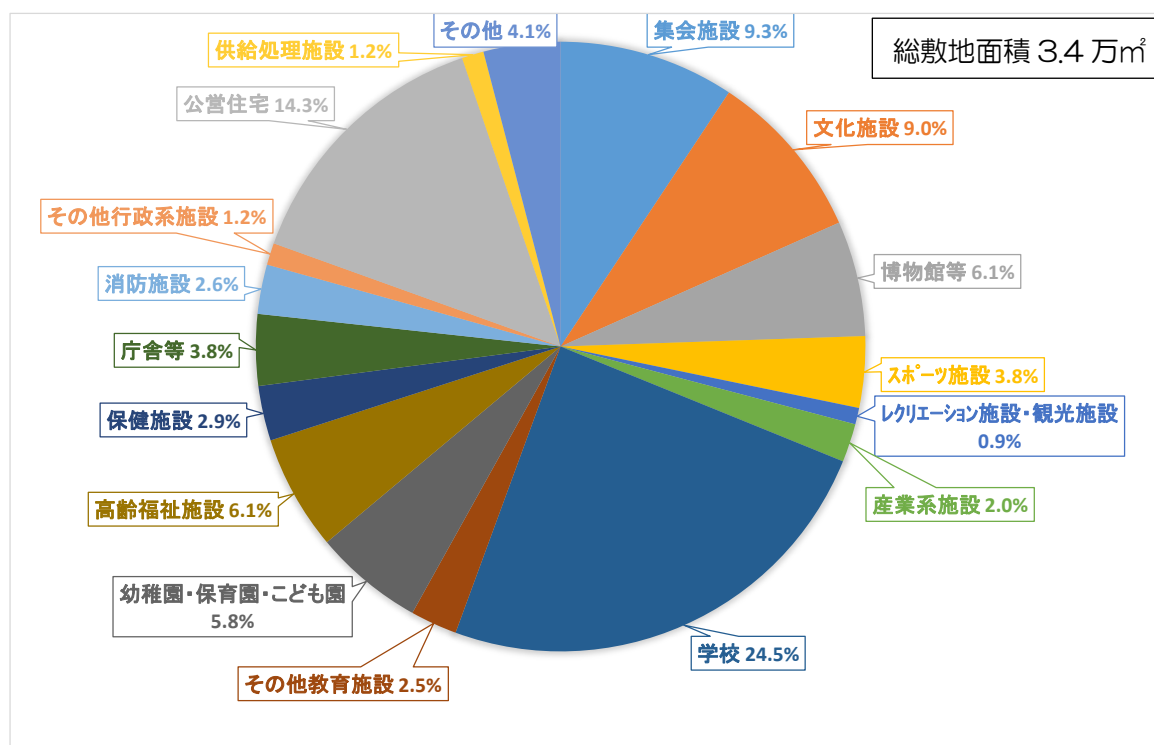
建物の内訳では、学校が約26%を占め、これに公営住宅の約17%、文化施設の約13%、集会施設の約6%などが続いており、施設総量の適正化や統廃合等の対策を考える場合の優先候補であることが伺えます（図表2.1参照）。

図表 2.1 保有する建物の分類別状況



一方、公共建築物の敷地面積に着目してみると、その総面積は、約 3.4 万㎡で、その内訳は、学校が約 25%を占め、公営住宅の約 14%、集会施設の約 9%、文化施設の約 9%と続いています。これらのことから、学校、公営住宅、集会施設及び文化施設が保有する敷地の有効活用も課題であることが伺えます（図表 2.2 参照）。

図表 2.2 保有する敷地の分類別状況

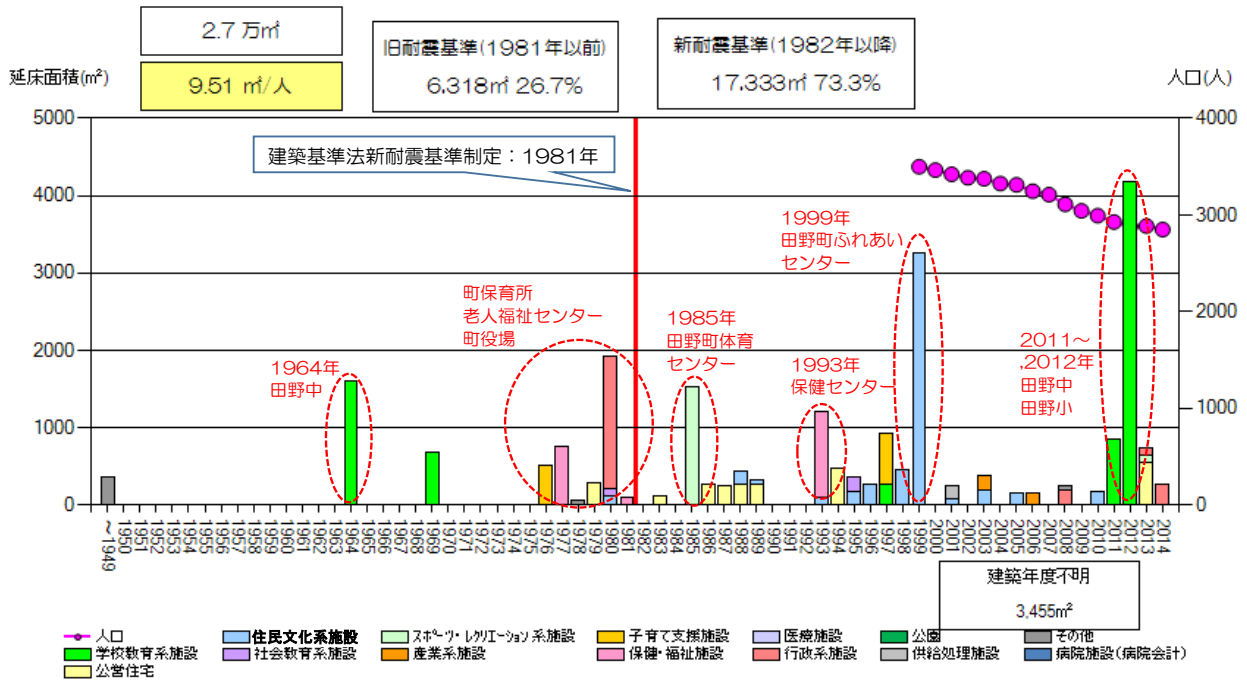


築年別整備状況では、1976（昭和 51）年頃から 1980（昭和 55）年にかけて最初の整備（町保育所、老人福祉センター、町役場）の集中が見られます。

これらは現在、築 30 年を超えており、本計画の計画期間内（30 年間）には更新時期を迎えることとなります（図表 2.3 参照）。

その後も建設が続きますが、特徴的なものとしては 1985（昭和 60）年の勤労者体育館（現、田野町体育センター）、1993（平成 5）年の田野町保健センター、1999（平成 11）年の田野町ふれあいセンター、2011（平成 23）年の田野中学校及び 2012（平成 24）年の田野小学校などの建設が見られます。これらについても本計画の計画期間内には大規模改修などの対策が必要となります。

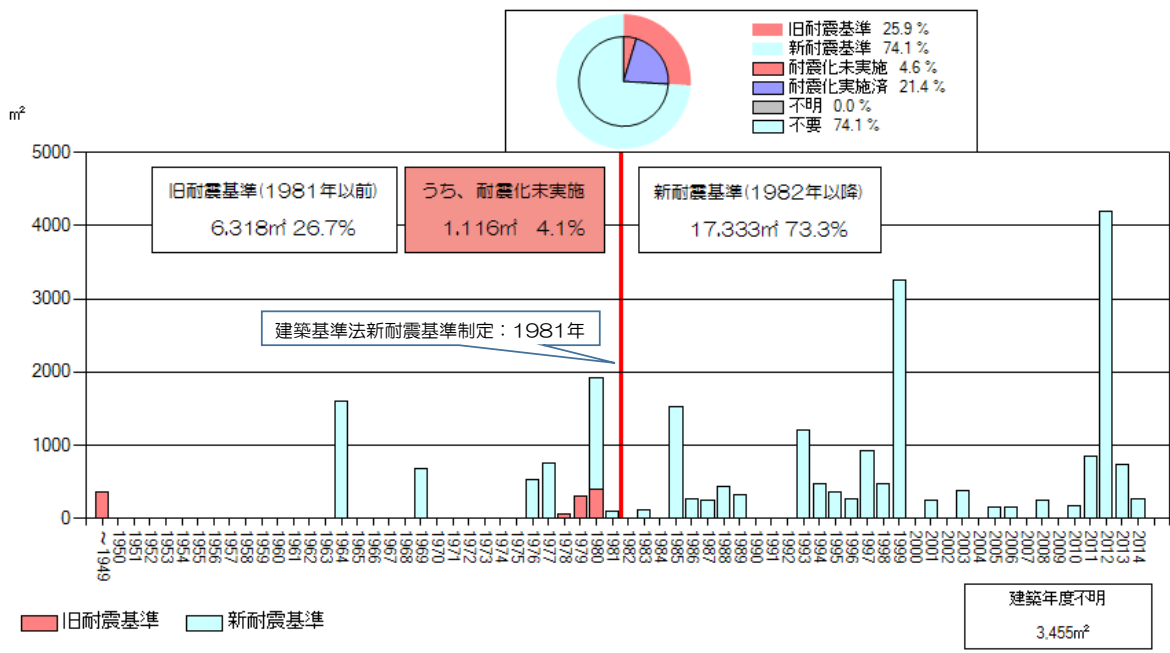
図表 2.3 保有する建物の築年別整備状況



※2015年度の公共建築物が対象外のため総延床面積で図表 1.3、2.1 と差異があります。

一方、建築基準法の耐震基準が1981（昭和56）年に改正されましたが、この新基準に該当する建物は全体の約73%で、これに耐震化実施済を加味すると耐震化の行われていないものは、全体の約4%となります（図表 2.4 参照）。

図表 2.4 保有する建物の耐震化の状況

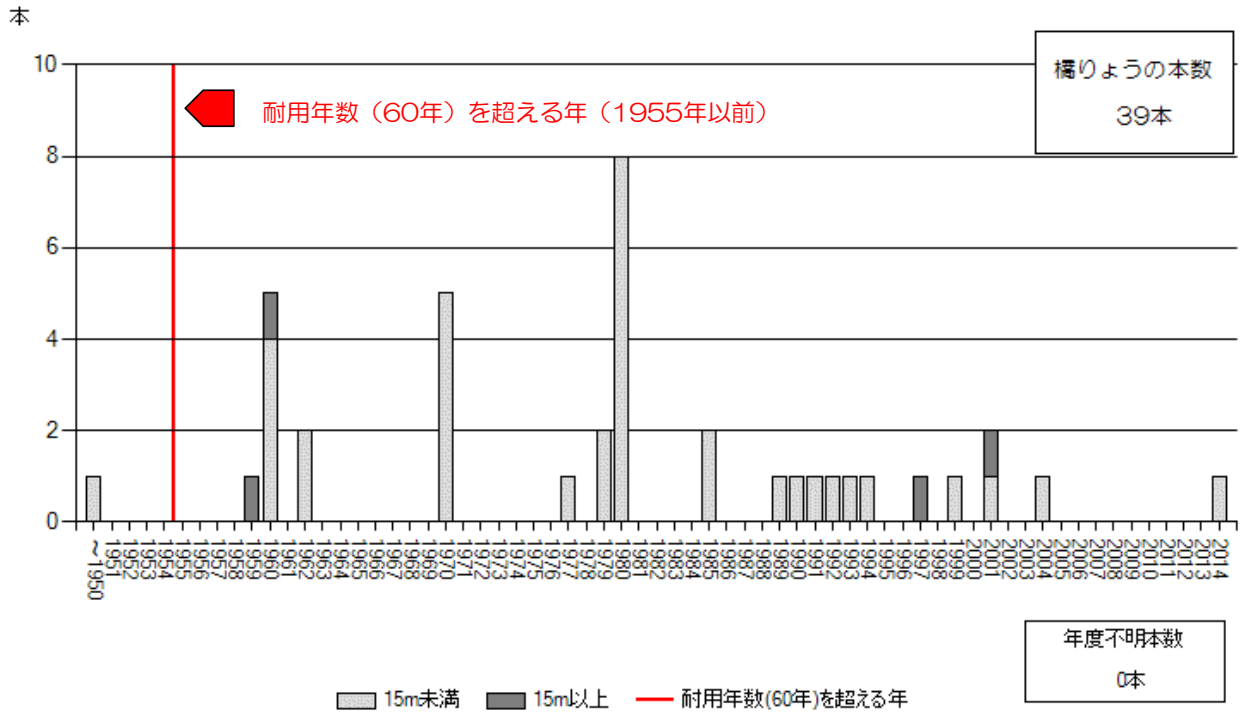


※円グラフの耐震化未実施率は不明0%としているため図中の耐震化未実施率4.1%と差異があります。

(2) インフラ資産の現況と課題

インフラ資産のうち橋りょうは、道路橋 38 橋、人道橋 1 橋で既に 1 橋が耐用年数（60 年）を過ぎており、安全面を中心に万全の対応策が求められています（図表 2.5 参照）。

図表 2.5 橋りょう年度別整備数

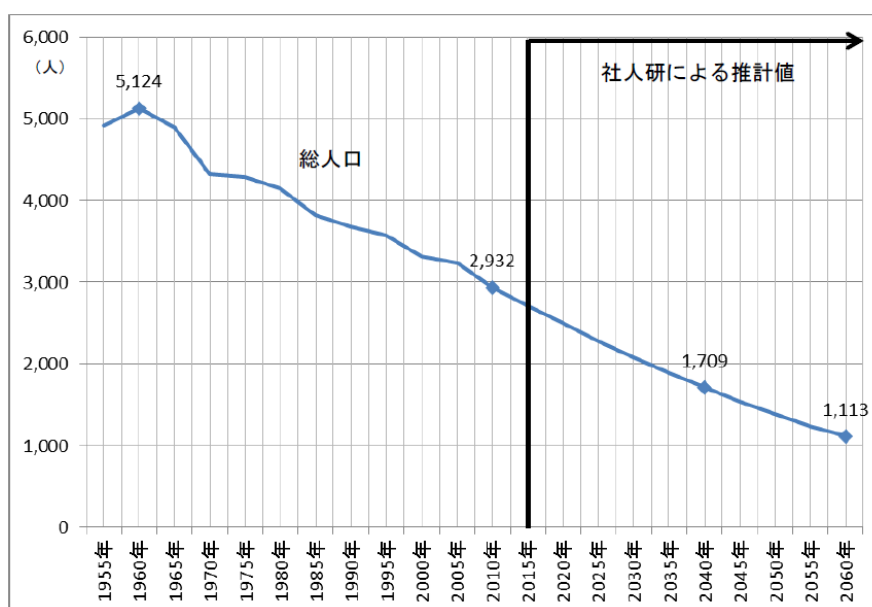


2 人口の見通し

「田野町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年度版）」（以下「本町の人口ビジョン」という。）によると、田野町では、戦後の高度経済成長と共に人口が増加したが、昭和 35（1960）年をピークに減少に転じ、現在まで人口減少が続いています。この原因は、都市部への大きな人口流出があったためと考えられます。

2015（平成 27）年以降の国立社会保障人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によれば、今後、人口は急速に減少を続け、2040（平成 52）年には、約 1,700 人（現在から 42%減少）に、2060（平成 62）年には、約 1,100 人（現在から約 62%減少）になるものと推計されています。

図表 2.6 総人口の推移と将来人口推計

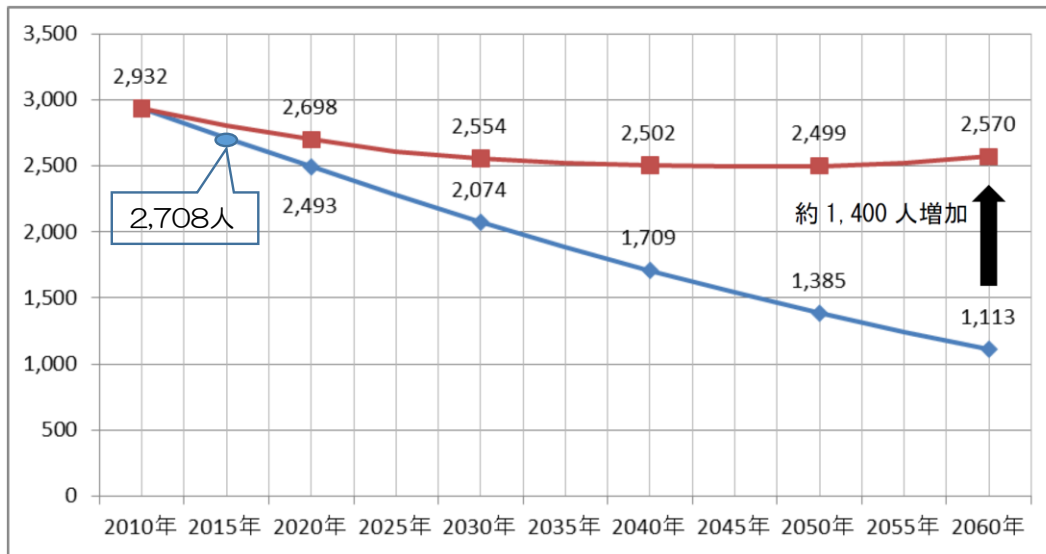


※出典：田野町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年度版）より

一方、本町の人口ビジョンで示された人口に関して目指すべき将来の方向によると、合計特殊出生率（自然増減）と純移動率（社会増減）の改善により 45 年先にあたる 2060（平成 72）年の総人口は 2,570 人となっており、2015（平成 27）年の推計人口 2,708 人（社人研推計）の約 95%に留まる見込みです（図表 2.7 参照）。

ちなみに、本計画の目標年次である 2045（平成 57 年）の将来人口は、約 2,500 人で、これは 2015（平成 27）年の推計人口 2,708 人（社人研推計）の約 92%となっています。

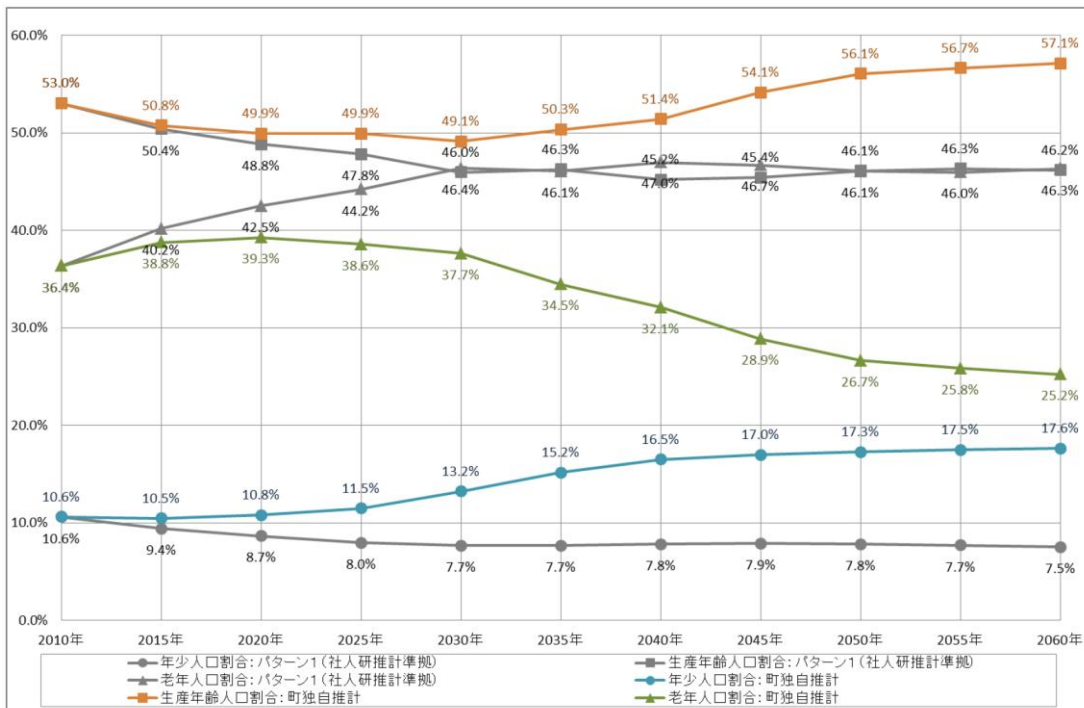
図表 2.7 将来人口推計（目指すべき将来の方向性）



※出典：「田野町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年度版）」より

人口推計について年齢構成で見ると、老年人口割合は、2020(平成 32)年の 39.3% をピークに、2060(平成 72)年には、25.2%まで低下するものと推計されています。同様に、生産年齢人口については 2030(平成 42)年、年少人口については 2015(平成 27)年から増加に転じ、2060(平成 72)年にはそれぞれ 57.1%、17.6%にまで増加するものと推計されています。

図表 2.8 推計年齢構成（目指すべき将来の方向性）



※出典：「田野町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年度版）」より

3 財政の現状と課題

本町の財政状況は、人口減少や人口構成の変化の影響により、町税の減収と扶助費の高止まりが予想されます。本計画の計画期間中（30年間）には、今後、多くの公共施設等が改修時期または更新時期を迎えることとなります。このため、維持更新コストの増加に対して必要な財源が不足することが予想されます。

(1) 財政全般の現状と課題

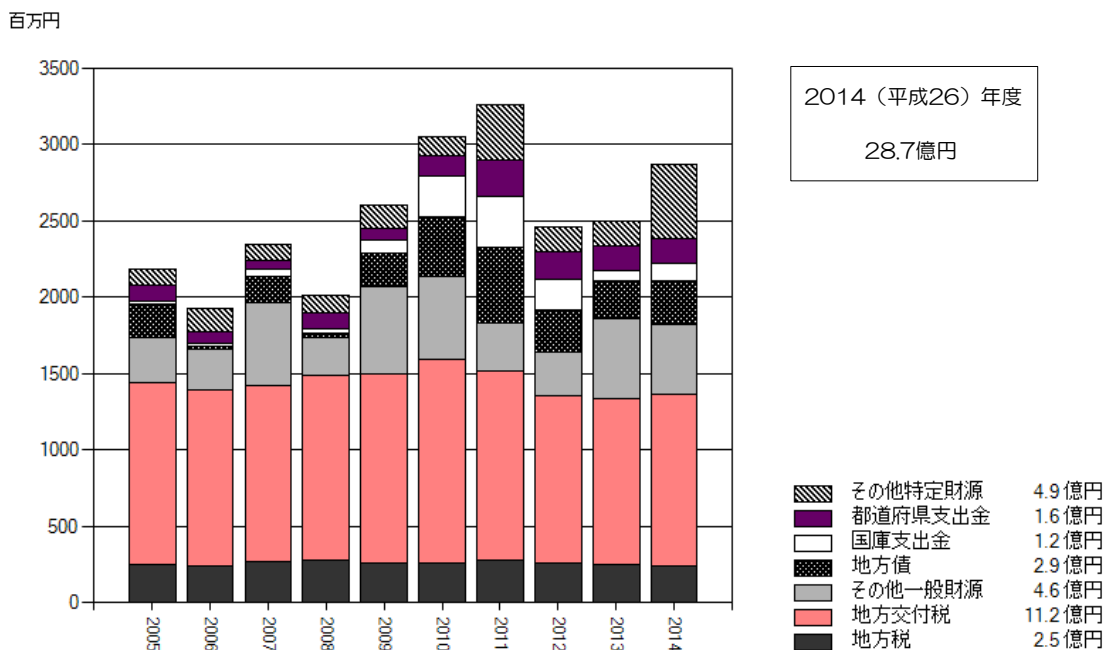
財政の状況については、2014（平成26）年度の歳入は約28.7億円で、このうち自主財源である地方税は約2.5億円で、その占める割合は約8.7%となっています。

地方税は、2008（平成20）年には、約2.8億円でしたが、以降、約2.5億円で推移しており、やや減少傾向となっています（図表2.9参照）。

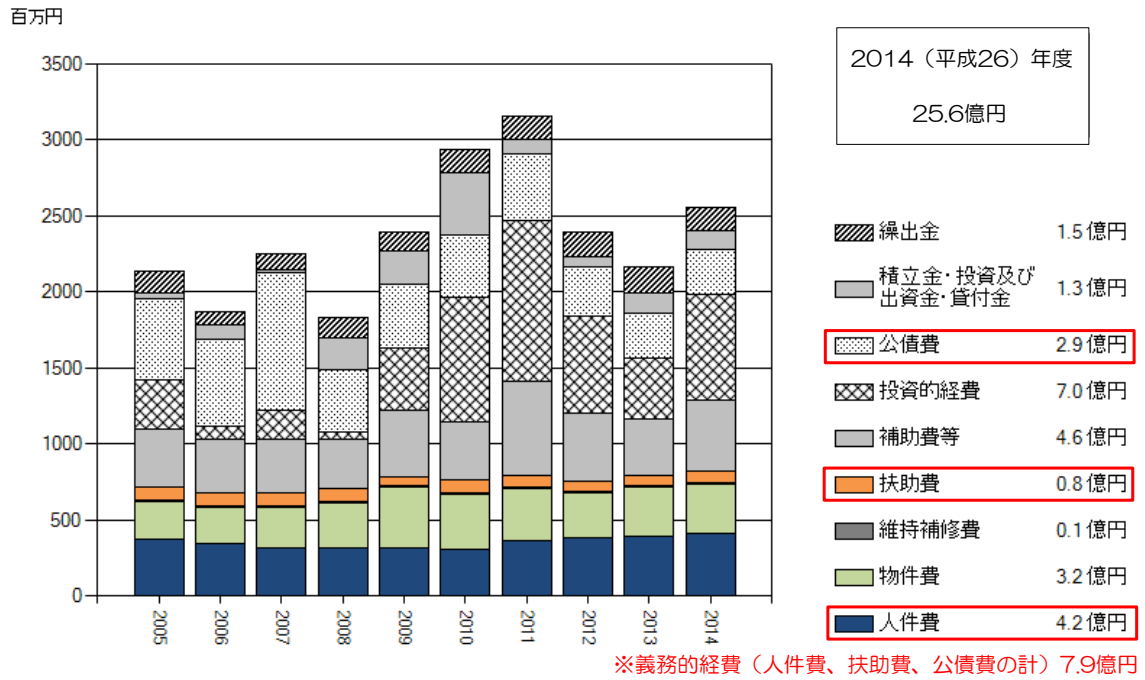
一方歳出は、約25.6億円で、このうち義務的経費（人件費、扶助費及び公債費）の合計は約7.9億円となり、歳出に占める割合は約31%となっています（図表2.10、2.11参照）。

歳出のうち、人件費については約4億円で推移しています。また、社会保障関係経費である扶助費は約0.8億円で推移しています。（図表2.10参照）。

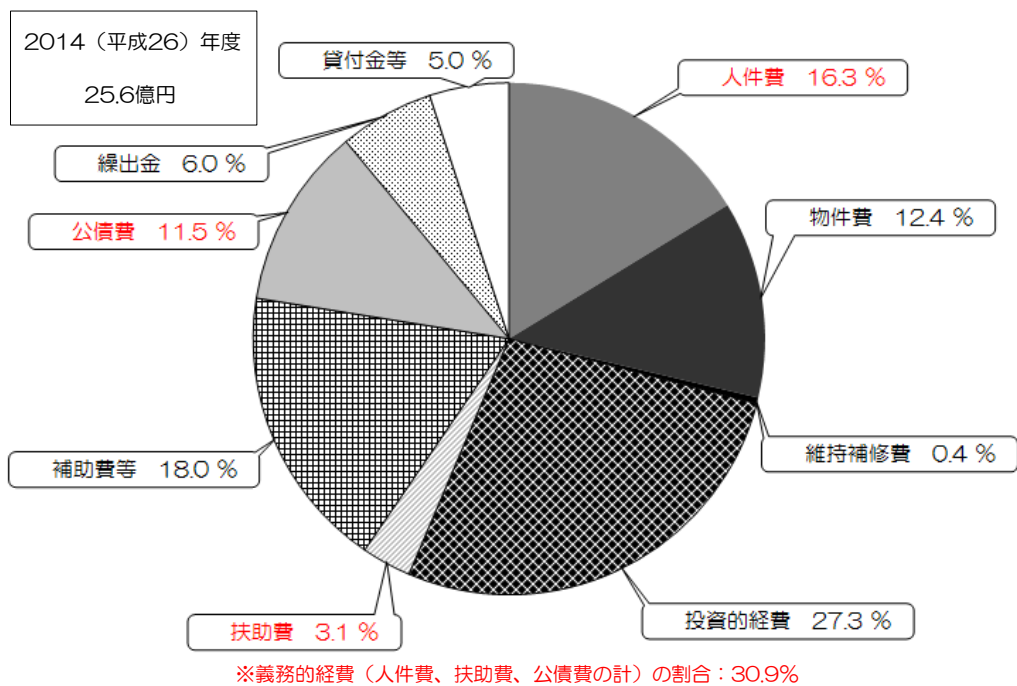
図表 2.9 歳入決算額の推移（普通会計決算）



図表 2.10 歳出決算額の推移（普通会計決算）

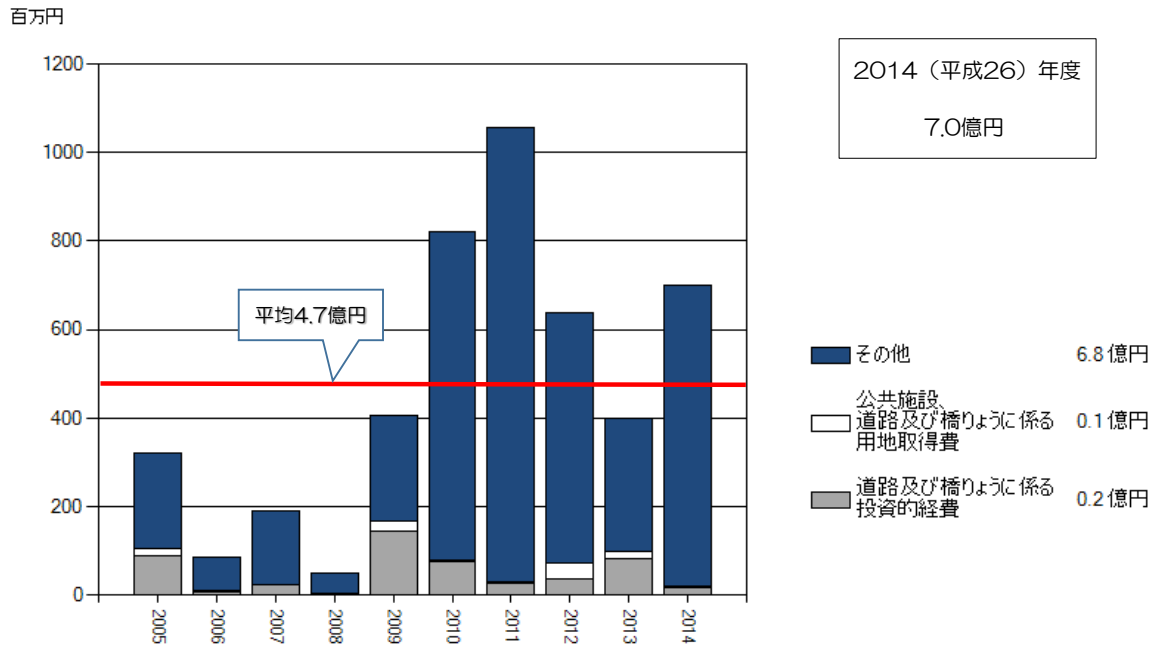


図表 2.11 歳出決算額の性質別内訳（普通会計決算）



投資的経費については、2014（平成26）年度が約7.0億円で、2005（平成17）年度から2014（平成26）年度までの10年間の平均は、約4.7億円となっています（図2.12参照）。

図表 2.12 投資的経費の推移及び内訳（普通会計決算）



(2) 投資的経費と更新費用等の見通し

ア 公共建築物の更新費用の推計

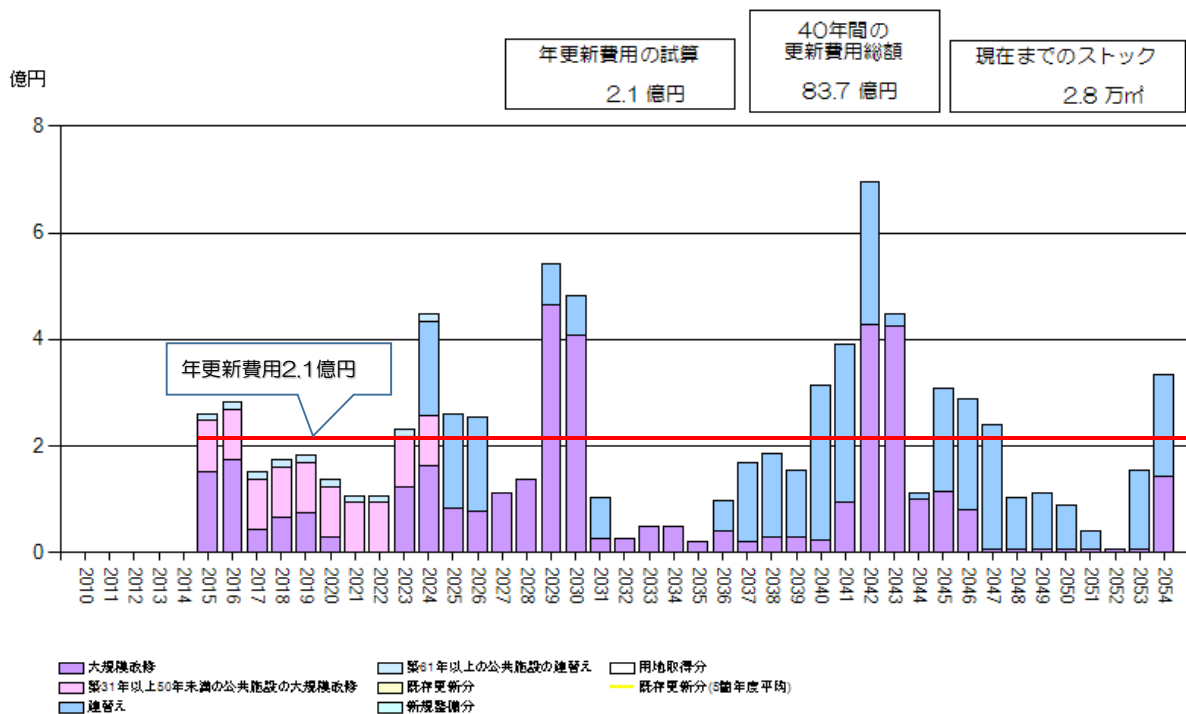
建築年別整備状況（図表 2.3 参照）で示したとおり、本町の公共建築物は、1976（昭和 51）年頃から 1980（昭和 55）年にかけて最初の整備（町保育所、老人福祉センター、町役場）の集中が見られます。これまでに整備した主な施設は、現在、築 30 年を超えており、本計画の計画期間内（30 年間）には確実に更新時期を迎えることとなります。

このことを投資額で確認して見ると、今後 40 年間（将来更新費用推計期間）の更新費用の総額は約 83.7 億円で、年更新費用は約 2.1 億円となります（図表 2.13 参照）。

一方、過去 10 年間の投資的経費は、年平均で約 4.7 億円（図表 2.12 参照）となっており、インフラ資産の 1 年当たり整備費約 2.1 億円（図表 2.14 参照）を含めても将来費用が賄えるようにも見て取れます。

しかし、過去 10 年間には 2011（平成 23）年の「田野中学校」及び 2012（平成 24）年の「田野小学校」の投資があるため、この値で判断するのは注意が必要です。

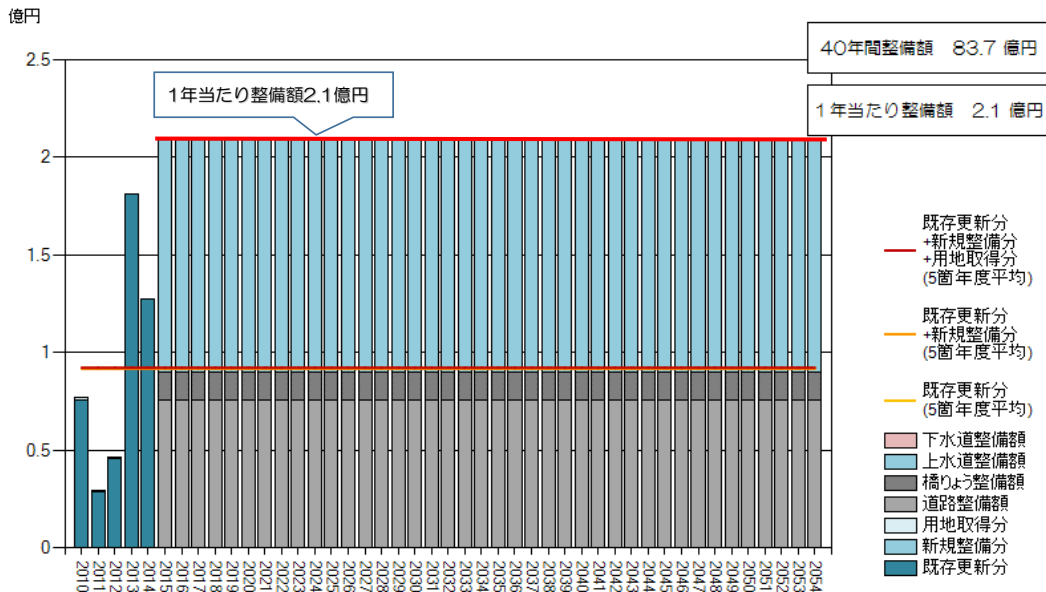
図表 2.13 将来更新費用の推計（公共建築物）



イ インフラ資産の更新費用の推計

インフラ資産（道路及び橋りょう、簡易水道）の今後40年間の整備費の総額は約83.7億円で、年平均約2.1億円となります。インフラ資産についても公共建築物と同様に、将来必要となる改修費、更新等を賄うためには、長寿命化対策や維持管理費の効率化によるコスト削減等の施策を実施していくことが必要です（図表2.14参照）。

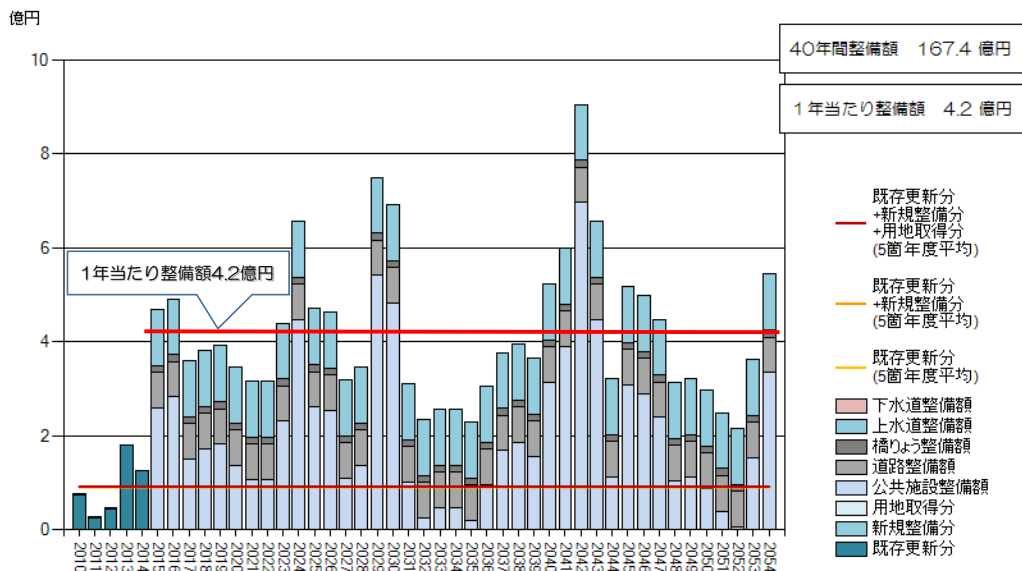
図表 2.14 将来更新費用の推計（インフラ資産）



ウ 公共施設等の合計更新費用の推計

公共建築物及びインフラ資産を合計すると年平均更新費用は、約4.2億円を要する見込みです（図表2.15参照）。

図表 2.15 将来更新費用の推計（公共建築物とインフラ資産の合算）



第3章 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 本計画の要求事項

(1) 現況の問題点や課題に関する基本認識

本町の現況の問題点や課題に関する基本認識は、概ね次のとおりです。

- ✓ 本計画の目標年次である2045（平成57年）の将来人口は、約2,500人と推計しており、2015（平成27）年の推計人口2,708人（社人研推計）の約92%に留まる見込みです。
- ✓ ただし、本町の人口ビジョンで示された人口に関して目指すべき将来の方向が実現できなければ、大幅な人口減少を余儀なくされます。
- ✓ 現在の公共施設等を全て更新する場合には、公共建築物及びインフラ資産それぞれで年間約2.1億円、合計で年間約4.2億円の費用が必要です。

すなわち、本町の重要課題である人口減少の克服に向けて、実効性のある地方創生の取組を進めていくとともに、一方で、人口動向を勘案しつつ長期的な視点を持って、公共施設等の長寿命化や施設の統廃合、機能転換等も含め、公共施設等の適正配置と有効活用及び財政負担の軽減・平準化に努め、持続可能な地域を住民とともに創っていく必要があります。

(2) 公共施設等マネジメントの原則

本町の公共施設等を取り巻く現状や課題に関する認識を踏まえ、持続可能な地域を住民とともに創っていくためのマネジメントの原則を次のとおり定めます。

1. 新たな公共建築物整備の抑制

原則として新たな公共建築物の整備は行わないこととし、公共施設サービスの新たな需要がある場合には、既存施設の有効活用や代替サービス機能の提供を徹底することにより対応します。

2. 公共建築物の保有量の段階的縮減

公共建築物の保有量について財政規模や人口減少に見合う明確な目標を定め、段階的縮減を実施します。このことを実現するために、現在ある公共建築物の更新を行う場合は、ひとつの施設に異なる複数の機能を持たせる複合化、類似した機能をひとつの施設に集める集約化、民間への移転、複数の自治体で相互利活用する広域化、などあらゆる可能性を検討します。

3. 官民連携事業の推進

民間の保有する技術や資金、ノウハウを活用する官民連携事業についても積極的な活用を検討します。

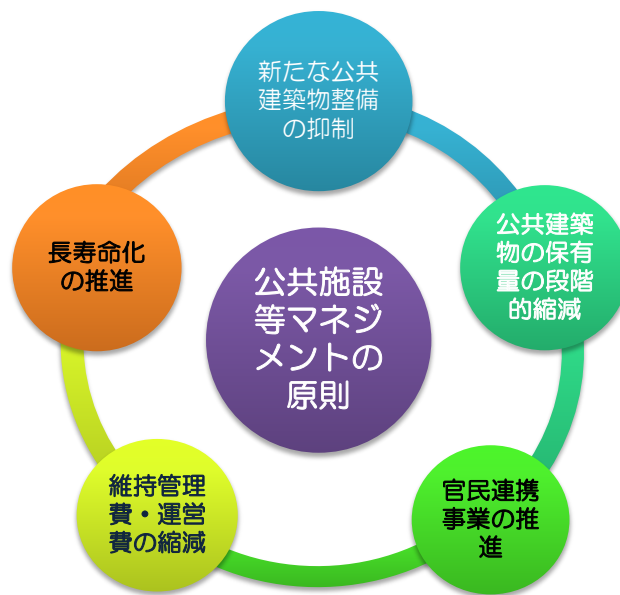
4. 維持管理費・運営費の縮減

維持していく公共施設等については、維持管理費・運営費の縮減に努めるとともに適切な受益者負担の見直しを進めます。

5. 長寿命化の推進

維持していく公共施設等については、当該施設の耐用年数を超過して使用することを検討し、有効なものについては長寿命化対策を実施します。

図表 3.1 公共施設等マネジメントの原則

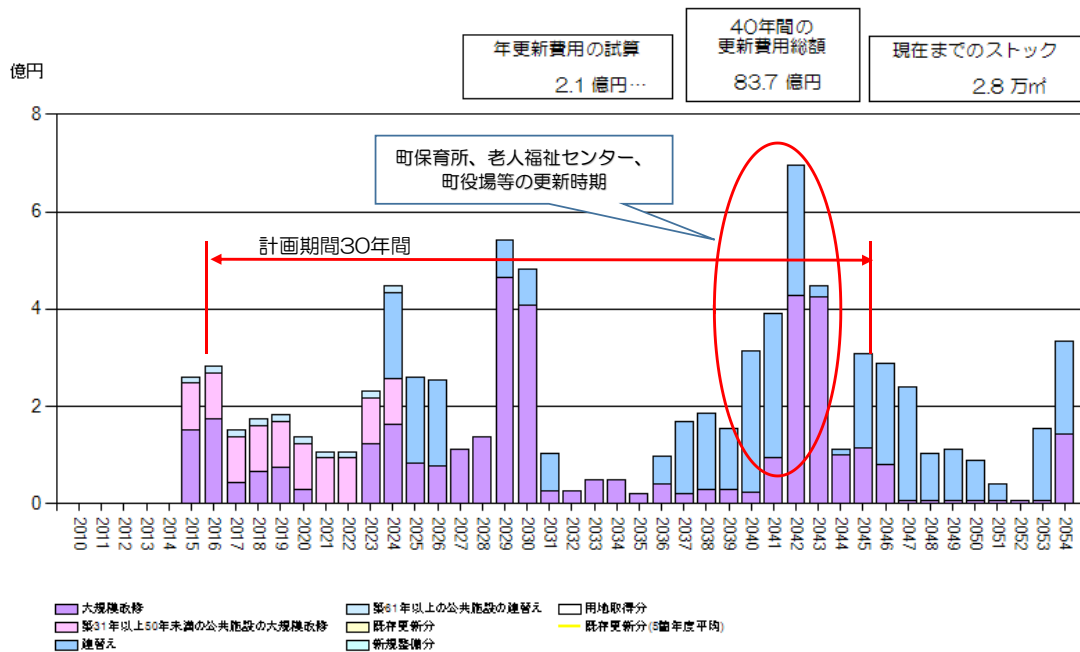


(3) 計画期間

本計画の計画期間は、本町において最初の整備の集中が見られる 1976（昭和 51）年頃から 1980（昭和 55）年に建設された公共建築物（町保育所、老人福祉センター、町役場）が更新（築後 60 年を想定）を迎える時期である 2040（平成 52）年を包含することとして、2016（平成 28）年度から 2045（平成 57）年度までの 30 年間とします（図表 3.2 参照）。

また、本計画の計画期間に対して 10 年毎に 1 期から 3 期までそれぞれ実施期間を定め、それぞれを前期と後期に分けてきめ細やかなマネジメントを行うこととします（図表 3.3 参照）。

図表 3.2 計画期間



図表 3.3 実施期間

2015年度（平成27年度）

本 計 画 策 定	公共施設等総合管理計画：2016年度（平成28年度）～2045年度（平成57年度）		
	第1期計画：10年間 （前期5年／後期5年）	第2期計画：10年間 （前期5年／後期5年）	第3期計画：10年間 （前期5年／後期5年）

（4）公共建築物の目標設定

公共建築物については、次の目標を定めます。

1. 本計画の目標年次である2045（平成57年）の将来人口（約2,500人）が2015（平成27年）年の推計人口2,708人の約8%減であることを踏まえ、計画期間中に延床面積の約8%縮減を目指します。
2. 第1期から第3期までの実施期間ごとに財政状況と人口推計を見直し、上記の延床面積縮減の妥当性を検証します。
3. 官民連携手法の導入、コスト縮減、長寿命化、施設の複合化、集約化などの再編手法を積極的に導入します。

(5) インフラ資産の目標について

インフラ資産については、次の目標を定めます。

1. インフラ資産については、特に数値目標は定めませんが、できるだけ長く有効に活用することを主眼に、国の定めた「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日）の行動計画として個別施設の長寿命化計画を定めて、安心・安全の確保と経費の縮減を進めます。
2. 本計画の計画期間には、技術の革新や新たな政策等によって、効果的・効率的な維持管理手法や広域化等の新たな制度が創出されてくることは明らかです。本町においても、国、県、近隣市町村とも連携しながら、そのような方向性に取り組んでいきます。

図表 3.4 インフラ長寿命化基本計画概要

<p>○個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築 ○メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化 ○産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成</p>	
<p>1. 目指すべき姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全で強靱なインフラシステムの構築 ○統合的・一体的なインフラマネジメントの実現 ○メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化 <p>2. 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○インフラ機能の確実かつ効率的な確保 ○メンテナンス産業の育成 ○多様な施策・主体との連携 ➢ 防災・減災対策との連携による維持管理・更新を効率化 ➢ 政府・産学官、地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で安全性や利便性を維持・向上 <p>3. 計画の策定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○インフラ長寿命化計画（行動計画） ○個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画） 	<p>4. 必要施策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> • 点検・診断：定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握等 • 修繕・更新：優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施等 • 基準類の整備：施設の特性等を踏まえたマニュアル等の整備、新たな見地の反映等 • 情報基盤の整備と活用：電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用等 • 新技術の開発・導入：ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用等 • 予算管理：新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化等 • 体制の構築：【国】技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実／【地方公共団体等】維持管理・更新部門への人員の適正配置、国の支援制度等の積極的な活用／【民間企業】入札制度の改善等 • 法令等の整備：基準類の体系的な整備等 <p>5. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示 ➢ 計画のフォローアップの実施

※「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）：2014年（平成26年）10月」を基に編集

2 総合管理計画の推進体制

(1) 全庁的な取組体制

本計画の推進にあたっては、財政状況と人口見通しを勘案し、公共施設等を一元的に管理しながら、目標達成に向けて組織横断的なマネジメントを展開します。

(2) 職員の意識改革

職員一人ひとりが公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組み、住民サービスの向上のために創意工夫を実践していくことが重要です。このことを踏まえて必要なカリキュラムを整備し、職員研修を計画的に実施します。

(3) 関係者との協働

公共施設等のマネジメントには、行政、民間企業及び住民が密接に関わるため、この3者の合意形成が極めて重要です。そこで、施設カルテ等を通じて情報公開を進めるとともに、人との「対話」を重視し、自らの意見を言い合える場づくりを進め、民間企業や住民の声から地域や公共施設等の抱える潜在的な課題やニーズを顕在化させ、関係者との協働による効果的なマネジメントの実現を目指します。

(4) アウトソーシングの推進体制

多数の施設の健全性を正しく評価し、迅速かつ的確に必要な措置を講ずるためには、適切な技術力を持つ者に委託することも効率的な方策です。本町においても専門的な技術力やマンパワーを補うために民間企業にアウトソーシングすることを検討します。

3 維持・運営の実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

建物について、定期的に点検・診断し、経年による劣化状況や外的負荷による性能低下状況及び管理状況を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響等について評価を行い、施設間における保全の優先度についての判断等を行います。

法定点検については、一級建築士やその他の専門知識を持つ有資格者が実施することが義務付けられていますが、専門的な知識を必要としない点検などは、各建物の管理者が自主的に行えるようマニュアル整備を行い実施することも検討します。

(2) 維持管理・修繕の実施方針

施設の重要度や劣化状況に応じて優先度をつけ、計画的な維持管理・修繕・更新等を行う予防保全を導入することにより、施設の性能維持、安全性を確保するとともに、維持管理コストの縮減や平準化を図ります。

施設の維持管理・修繕において、対症療法的に劣化箇所を補修するのが事後保全であり、

施設の劣化が進む前に対策を施すことで健全な状態を維持するのが予防保全です。

予防保全は定期的な対策により大がかりな補修を抑えることでコスト縮減を目的としています。とりわけ、建物外壁の劣化（特に割れ・爆裂、塗装の剥がれ・膨れ・磨耗）などは、雨水の浸入など建物に大きなダメージを及ぼすことも多いため、施設管理者による日常的な点検と進行速度の監視を行い、早期に対策を講じることが大切です。また、機械・電気設備やエレベーター、火災報知器や煙感知器などの防災設備は、対症的な事後保全ではなく、予防保全が必要です。

一方で、放置していても支障のないものについては、事後保全として施設への投資費用を抑制することも必要です。

以上を踏まえ、予防保全を基本としながら、各施設の状況と専門家の意見等も反映して費用対効果の高い維持管理・修繕を行います。

（3）安全確保の実施方針

施設の安全確保に関わる評価を実施し、危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。

既に役割を終え、今後、利活用することのない公共施設等については、周辺施設や住環境に及ぼす影響や住民の安全・安心を考慮し、早期に解体、除却します。

（4）耐震化の実施方針

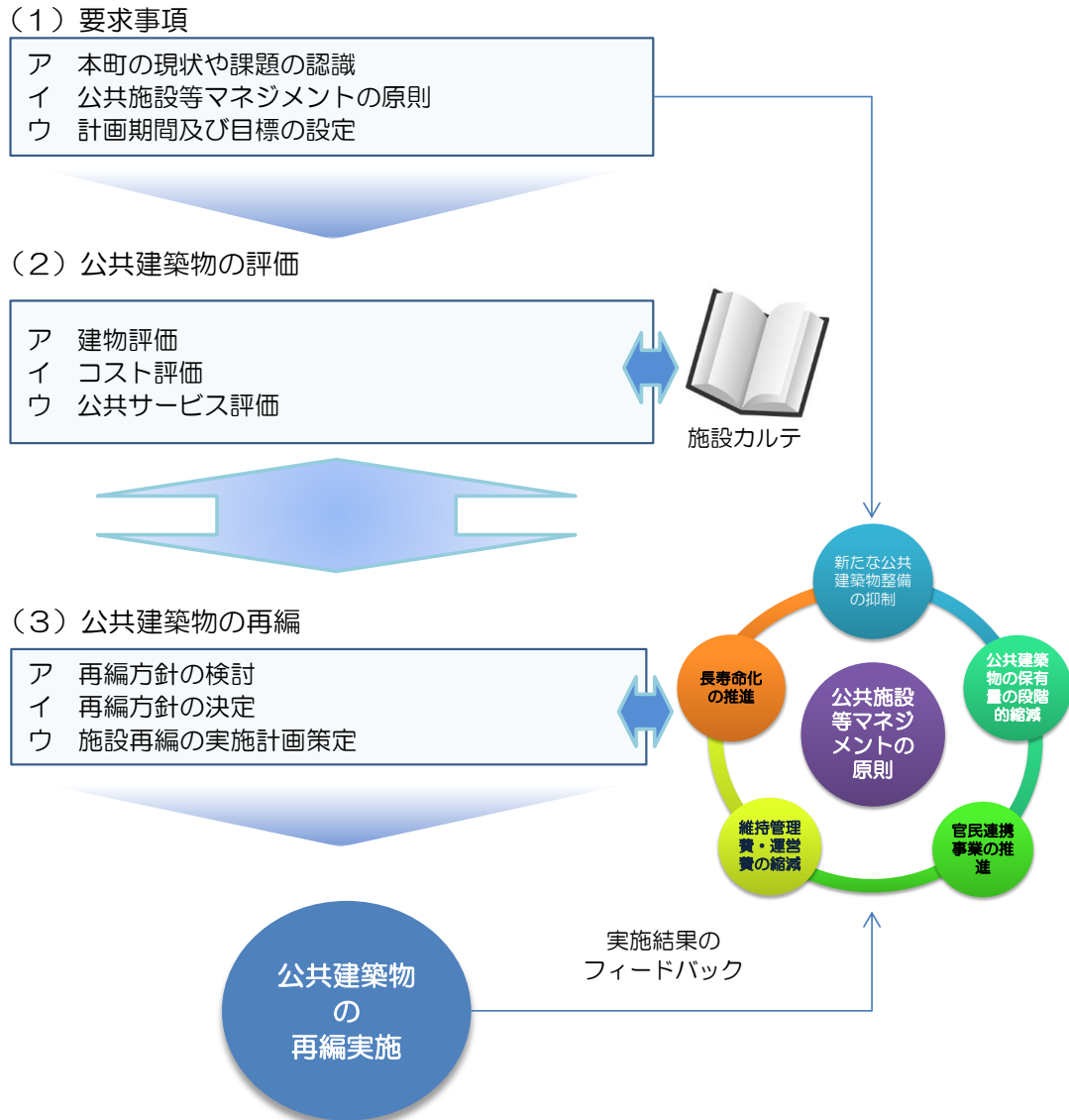
1981年（昭和56年）以前に建築された建物（旧耐震基準）については、概ね耐震化が完了しています。残る耐震化未実施の公共建築物（全体の約4%）についても、その重要度に応じて計画的な対応を進めます。

第4章 公共建築物再編について

1 公共建築物の再編手順

公共建築物の再編は、本計画で定めた目的・目標等を起点に、施設カルテなどを用いた公共建築物の評価を経て実施へと展開します（図表 4.1 参照）。

図表 4.1 公共建築物の再編フロー



(1) 要求事項

公共建築物の延床面積8%の縮減を始めとする本計画の要求事項について、「公共施設等マネジメントの原則」に則り、確実にできるものから実施し、その結果を振り返りながら新たな対策なども加味して目標の達成を目指します。

(2) 公共建築物の評価

公共建築物の評価では、施設カルテ等を基に既存施設の情報を共有し、施設の評価・分析を行います（図表 4.2 参照）。管理する項目は厳選し、データの取得などは可能な限り日常業務を通じて収集できる仕組みを検討します。

図表 4.2 主な評価項目例

区分	評価の内容等
ア 建物評価	①安全性（耐震性、防火性、利用者の安全性） ②環境性（バリアフリー、利用者の快適性、周辺環境など） ③点検・診断等の結果（劣化状況、老朽度など）
イ コスト評価	①収入（使用料・手数料等、事業収入など） ②維持管理費（光熱水費、委託料、使用料、修繕料など） ③運営費（人件費、指定管理料など） ④資本的支出（公有財産購入費、工事費など） ⑤減価償却費など
ウ 公共サービス評価	①利用状況（利用者数、稼働率、開館日数など） ②提供サービスの種類など

実際の評価・分析は、先進地の事例、とりわけそれらの評価項目がどのような意思決定に活用されているかを確認し、本町に適合した方法を定めて維持します。

(3) 公共建築物の再編

ア 再編方針の検討

再編方針の検討では、施設の評価・分析を基に、住民との協働の中で再編の優先順位などを判断していきます。ここで指針となるのが「公共施設等マネジメントの原則」です。常に、この原則を念頭におき、全町的な視点を持って、各個別施設の再編方針を定めます。

イ 再編方針の決定

以上の検討を踏まえて、機能・サービスであれば、①拡充、②現状維持、③縮小、④休止・廃止、などの方針を決定します。また、建物であれば①改修、②現状維持、③更新・再編、④廃止・解体、などの方針を決定します（図表 4.3 参照）。

図表 4.3 既存施設の再編方針の決定

機能・サービス	建物
①拡充	①改修（規模縮小を含む）
②現状維持	②現状維持
③縮小	③更新・再編
④休止・廃止	④廃止・解体

① 施設廃止・解体の場合の留意点

老朽化が著しい施設や利用度・稼働率が低い施設を中心に、その必要性を再検討し、必要性の乏しい公共サービスについては施設・機能ともに廃止します。廃止によって住民サービスの水準低下が伴う場合は、その必要度に応じて代替サービス等を検討します。

② 施設更新の場合の留意点

施設の更新を行う場合は、施設の評価結果を踏まえて、その理由や目的を明確にするとともに、土地や建物について、単独更新以外の複合化についても検討するなど、必ず再編等手法との整合を図ります。

ウ 施設再編の実施計画策定

施設再編の実施に際しては、優先順位に従って、実施時期、実施手法、実施費用、削減効果等の実施計画を定めて実施します。

2 施設再編の実施手法について

以上の検討を経て具体的な再編の実施手法を選定します(図表 4.4 参照)。ここで、(1) 共通手法は、全ての利活用施設の運用等に適用される共通の手法です。また、(2) 個別手法は、公共サービスを休止・廃止する場合と、公共サービスの提供を継続するために既存施設の更新を行う場合に大別されます。

図表 4.4 再編実施手法

区 分		再編実施手法	量的効果			質的效果		
			面積	建設コスト	維持コスト	サービス向上	まちづくり効果	民間利益拡大
(1) 共通手法		①官民連携手法等	○	○	○	○	○	○
		②コスト縮減			○			
		③長寿命化	○	○				
		④受益者負担の見直し			○			
(2) 個別手法	公共サービス機能の休止・廃止	⑤用途変更		○			○	
		⑥跡地活用		○			○	
		⑦民間活用	○	○	○	○	○	○
		⑧代替・補完サービス	○	○	○	○	○	○
	公共サービス機能の継続	⑨改修(規模縮小を含む)	○		○	○		
		⑩複合化	○		○		○	
		⑪集約化	○		○		○	
		⑫広域化			○	○	○	

(1) 共通手法

施設運用等について全てに共通する手法を整理します。

①官民連携手法等

官民連携手法等は、PPP（Public Private Partnership）やPFI（Private Finance Initiative）など、民間の資金やアイデア、活力などを公共サービスに活かす手法です。官民連携手法等を導入するメリットとしては、行政と民間で適切なリスク分担が行えること、民間の資金調達やノウハウを活用することで低廉かつ質の高い行政サービスの提供、それに伴う行政の財政負担の軽減、地域事業者の参画による地域経済の活性化などがあげられます（図表 4.5 参照）。

図表 4.5 官民連携手法について

PPP Public Private Partnership	官民連携または公民連携と呼ばれる。PPP は官民連携の包括的な概念で民間事業者の関与度合いや資産保有形態によっていくつかの手法に分かれる。
PFI Private Finance Initiative	民間の資金やノウハウを活用した社会資本整備手法。PFI にはサービス購入型、独立採算型、混合型などがある。
指定管理者制度	公共施設の管理・運営を民間企業や NPO に包括的に代行させる制度。
包括的業務委託	地方公団体が行政責任を果たすために必要な監督権等を留保したうえで、その業務を包括的に民間（個人も含む）に委託して公共施設を運営する。

②コスト縮減

光熱水費、人件費等の削減、運営の効率化等によりコスト縮減を図ります。

③長寿命化

長寿命化とは、老朽化した建物の構造・設備・機能等の耐久性を高め、建物自体をできるだけ長く利用する手法です。このことによって建物のライフサイクルコストから求めた年あたり費用の縮減と平準化を実現します。

④受益者負担の見直し

受益者負担の見直しは、施設の利活用に関して施設使用料の適正化（受益者負担の適正化）を図ることです。

実際に受益者負担の見直しを行うか否かについては、個々の状況を十分勘案する必要がありますが、維持管理費（人件費、光熱水費、委託費等）と減価償却費を受益者負担

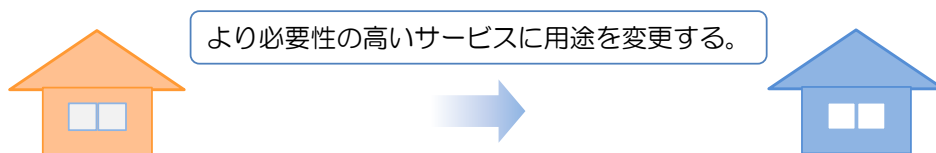
の対象として、施設の維持のみならず将来継承する施設の建替費用についても利用者に課すことを検討します。

(2) 個別手法（公共サービス機能の休止・廃止）

公共サービスを縮小、休止・廃止し、既存施設を活用する場合や既存施設を処分する場合の手法を整理します。

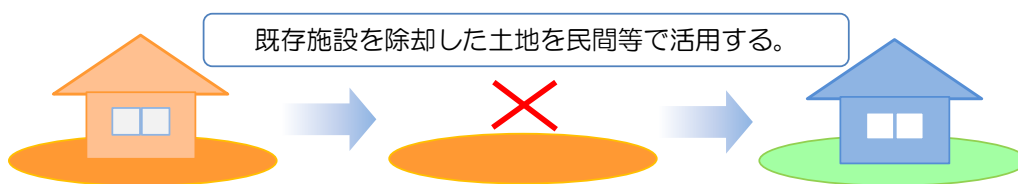
⑤用途変更

用途変更は、既存施設の全体あるいは一部を他の用途へ変更し有効活用する手法です。施設カルテ等により、余剰の公共施設や公共施設内の空き部屋等の状況を把握しておき、これにより別途、必要性が高まったサービスや不足サービスを補うことを検討します。



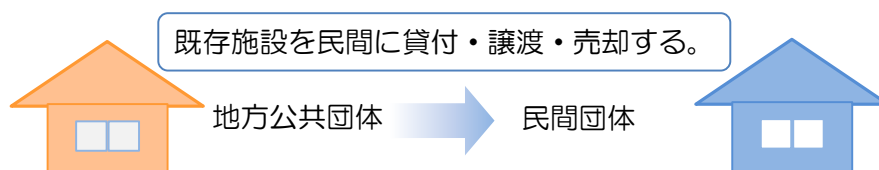
⑥跡地活用

跡地活用は、施設の統廃合等によって既存施設が除却されるなどして発生した跡地に新たな機能を導入して活用する手法です。これには、民間活用や売却も含まれます。今後、施設の統廃合が進むなかで跡地化した公有地が多数発生することが考えられます。従前施設の用途廃止の可能性が浮上した場合には、必ず跡地の利活用と併せて検討し、暫定的な利用も含めて未利用の公共施設が長期にわたって放置されることのないように取り組みます。



⑦民間活用

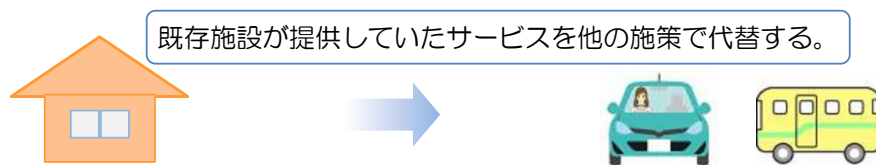
民間活用は、施設を民間に貸付・譲渡または売却し、住民には民間施設として利用してもらうことを指します。



⑧代替・補完サービス

代替サービスは、これまで施設が提供していた公共サービスを、ITなどを活用して別の方法により提供する方法です。また、補完サービスは、施設の統廃合によりサービスを提供する施設そのものの数が減ることによる不便さを補うサービスを指します。

バスやデマンドタクシーなどの住民の足を助ける手法や、最近はコンビニが役所の代わりをして住民票発行や所得証明が取れるようになっている事例¹もあります。これも補完サービスと考えることができます。このようなサービスを駆使して、施設総量の縮減に伴うサービス機能の低下を防ぎます。

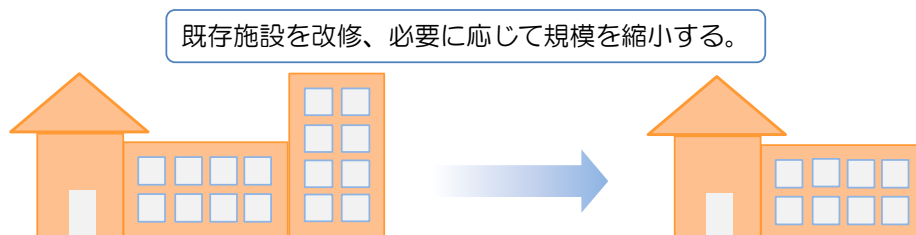


(3) 個別手法（公共サービス機能の継続）

公共サービスの提供を継続するための既存施設の改築、更新を行う場合の手法を整理します。

⑨改修（規模縮小を含む）

改修は、必要機能に応じて行いますが、必要規模を見直し、必要に応じてそれを縮小することにより、総量及び維持管理コストの縮減を実現します。

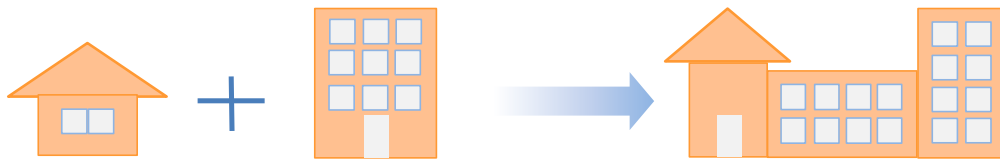


⑩複合化

複合化は、複数の施設及びサービス機能を一つの建物に統合・並置する手法です。このことにより、エントランスや通路、会議室、給湯室、トイレなど共用部分をもって整備するため、その分整備費や運営費を縮減することができます。

¹ 秦野市では市役所敷地内にコンビニを導入し、住民票発行や所得証明など公共サービスの一部を提供している。

複数の施設及び機能を一つの建物に統合・並置する。



⑪集約化

集約化は、複数の施設にまたがるサービス機能群を個々の機能に細分化し、再構成したうえで一つの建物等に纏める手法です。たとえば、会議室は、公民館、集会所などのほか庁舎や学校にも存在します。これらの稼働率を勘案しながら全体として必要な量に縮減していくことを検討します。

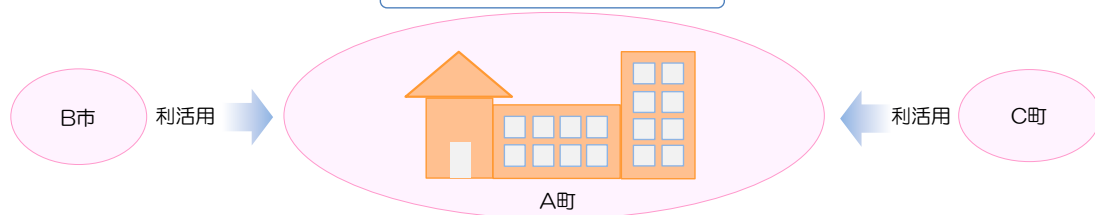
複数の施設が持つ類似機能を一つの施設にまとめる。



⑫広域化

広域化は、町外の住民も利用可能な施設を広域で役割分担してサービス提供を行う手法です。広域化には、自ら施設を所有し広域に対してサービスを提供する場合と施設を所有せずにサービス提供を受ける場合が考えられます。

広域圏でサービスを相互利用する。



第5章 公共施設等再編の方向性

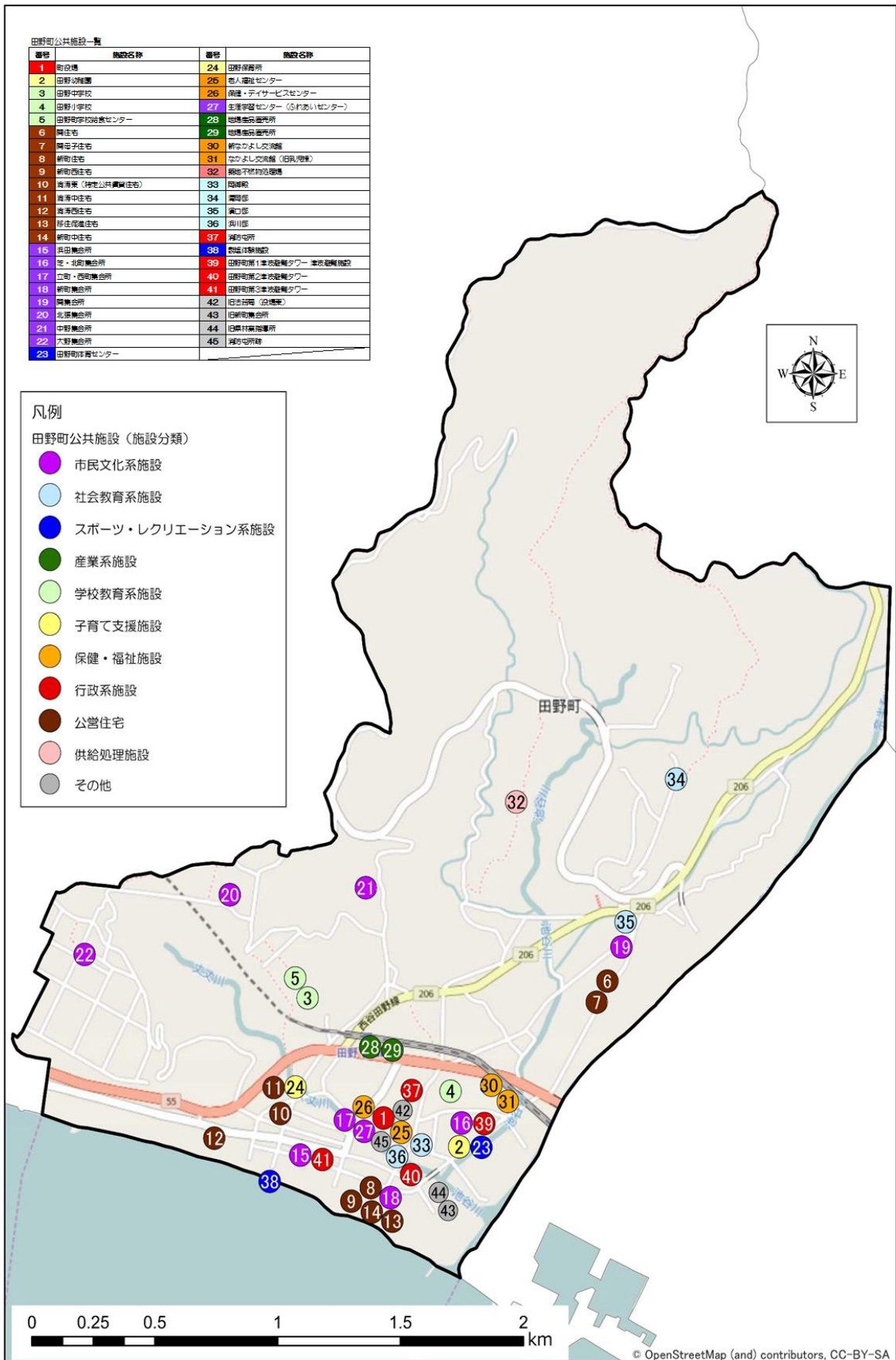
1 公共建築物の再編について

公共建築物の再編については、「公共施設等マネジメントの原則」を踏まえ、「第4章公共建築物再編について」で定めた長寿命化、官民連携手法、複合化や集約化などの再編実施手法を効果的に組み合わせて、その適正化を図っていきます。

そのポイントは、次のとおりです。

1. 町役場（築35年）、町保育所（築39年）、老人福祉センター（築38年）などが一般に大規模改修が必要といわれる築30年（総務省提供の公共施設等更新費用試算ソフトの大規模改修年数の初期値）を越えており、長寿命化対策の実施など長期使用を実現するための対応策を検討します。
2. 集会所施設は、その利用状況を勘案しつつ中長期的には、地元住民への移管についても検討します。
3. その他全ての公共建築物について、「公共施設等マネジメントの原則」を踏まえて、適正に維持・運用するとともに、更新時期を迎えた段階では、複合化や集約化などの再編実施手法を効果的に組み合わせて、延床面積の縮減を始めとする施設の再編を進めます。

図表 5.1 公共建築物の配置状況



(1) 公共建築物一覧

本町の公共建築物一覧を図表 5.2 に示します。

図表 5.2 公共建築物一覧

番号	整理番号	施設名	大分類	建築年度	築年数	総延床面積(m ²)	備考
1	46	生涯学習センター(ふれあいセンター)	住民文化系施設	1999	16	3,261	
2	47	中芸情報センター		1998	17	349	
3	29	旧)上地集会所	住民文化系施設 (集会所)	1980	35	120	
4	30	千福集会所		2005	10	162	
5	31	淌漣集会所		1995	20	183	
6	32	浜田集会所		1993	22	109	
7	33	旧)芝・北町集会所		1988	27	94	
8	34	立町・西町集会所		1988	27	83	
9	35	日野集会所		1989	26	64	
10	36	新町集会所		1996	19	176	
11	37	開集会所		1996	19	86	
12	38	北張集会所		1998	17	118	
13	39	中野集会所		2001	14	82	
14	40	大野集会所	2003	12	197		
15	73	上地集会所	2010	5	181		
16	74	芝・北町集会所	2015	0	122		
17	53	岡御殿	社会教育系施設			253	
18	54	清岡邸				136	
19	55	濱口邸		1980	35	118	
20	56	浜川邸		1995	20	343	
21	41	田野町体育センター	スポーツ・レクリエーション系施設	1985	30	1,532	
22	63	製塩体験施設		2013	2	115	
23	48	地場産品直売所	産業系施設	2003	12	126	
24	49	地場産品直売所		2003	12	65	
25	61	地場産品加工所		2006	9	159	
26	10	田野中学校	学校教育系施設	1964	51	3,245	
27	11	田野小学校		2012	3	4,244	
28	12	田野町学校給食センター		1997	18	274	
29	9	田野幼稚園	子育て支援施設	1997	18	646	
30	43	田野保育所		1976	39	523	
31	52	築地不燃物処理場	供給処理施設	2001	14	167	
32	44	老人福祉センター	保健・福祉施設	1977	38	857	
33	45	保健・デイサービスセンター		1993	22	1,104	
34	50	新なかよし交流館				389	
35	51	なかよし交流館(旧乳児棟)				299	
36	1	町役場	行政系施設	1980	35	1,704	
37	62	消防屯所		2008	7	189	
38	64	田野町第1津波避難タワー		2013	2	108	
39	65	田野町第2津波避難タワー		2014	1	156	
40	66	田野町第3津波避難タワー		2014	1	105	
41	67	田野町第5津波避難タワー		2015	0	224	芝集会所
42	14	開住宅	公営住宅	1983	32	119	
43	15	開(旧母子)住宅		1979	36	297	
44	16	新町住宅		1987	28	251	
45	17	新町西住宅		1986	29	801	
46	18	淌漣東(特定公共賃貸住宅)		1994	21	474	
47	19	淌漣中住宅				629	
48	20	淌漣西住宅				637	
49	21	開特定公共賃貸住宅				676	
50	22	移住促進住宅		2013	2	550	
51	23	新町中住宅		2015	0	357	
52	68	旧法務局(役場東)	1900	115	363		
53	69	旧新町集会所	1978	37	60		
54	70	旧景林業指導所			481		
55	71	消防屯所跡	2008	7	62		
56	72	空き家			60		

2 インフラ資産について

インフラ資産については、基本的には、国の定めた「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日）の行動計画として、個別施設の長寿命化計画を定め、安心・安全の確保と経費の縮減を進めていきます。

(1) 橋りょう

橋りょうについては、平成 19 年に国土交通省からの「橋梁の長寿命化修繕計画策定」施策を受け、平成 25 年度に橋梁点検を実施するとともに、次のような基本方針を定めて計画的に取り組んでいます。

1. 本町で管理する道路橋 38 橋と人道橋 1 橋について長寿命化修繕計画を策定し、事後保全型から予防保全型の橋梁管理へ転換することにより修繕コストの縮減を図ります。
2. 長寿命化修繕計画を策定するため、5 年間隔を目処に橋梁定期点検を継続的に実施します。継続的な点検を行うことで、重大な損傷を見逃さないように取り組みます。
3. 長寿命化修繕計画は最新の点検結果に基づいて更新し、PDCA サイクルを継続的に維持するものとします。

(2) 簡易水道

簡易水道については、給水管の敷設替えを計画的に進めます。

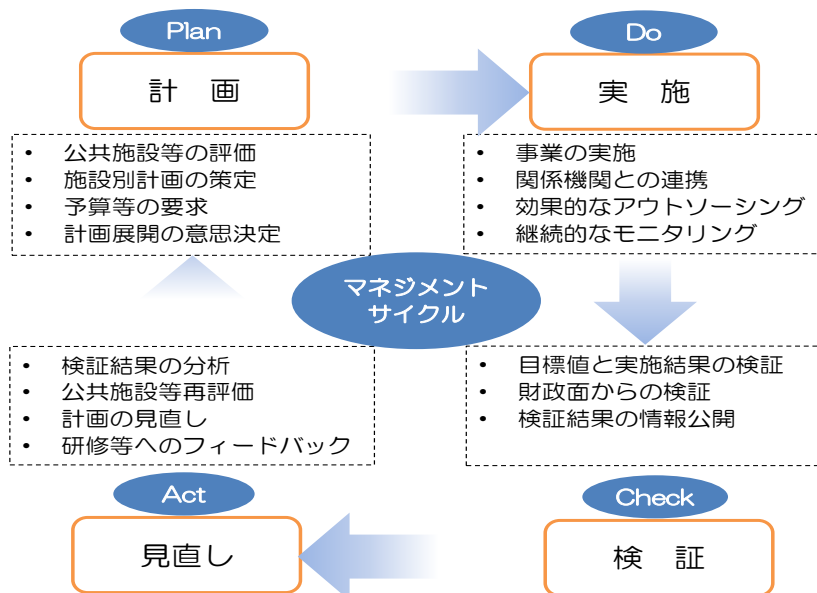
第6章 基本計画の展開に向けて

1 公共施設マネジメントサイクルの形成について

本計画において公共施設等の総量縮減を含む再配置等を進めていくためには、町が保有する資産規模、資産の老朽化度合い、調達財源を示す負債規模といった現況を理解し、将来世代における課題も勘案したうえで、住民とともに実践していきます。

このような観点から、本計画の展開においては、次のようなサイクルでマネジメントを機能させます（図表 6.1 参照）。

図表 6.1 本計画のマネジメントサイクル



2 本計画の検証について

(1) 評価指標について

本計画では、実施計画を通じて次のような評価指標を検討し定めるとともに、これらの指標を通じて計画の展開をモニタリングし、その実施状況や有効性を検証し公開します（図表 6.2 参照）。

図表 6.2 評価指標例

視点	評価指標（KPI）	目標値
全体の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 総延床面積の縮減 ✓ 維持管理・運営費のコスト縮減 ✓ 長寿命化・予防保全等の効果 	✓ 詳細は実施計画において定める
個々の施設の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 利用者数、利用者満足度など 	

(2) 財政側面からのマネジメント支援について

既存の財政的公表指標を整理・活用することによって、本計画を財政面からも検証・確認することが可能となります。すなわち、公共施設等のマネジメントが財政的課題の解決を図る観点、いわば公共施設等が財政に与えている影響を随時検証し、持続可能な水準にあるか否かを判断します（図表 6.3 参照）。

図表 6.3 基本計画の進捗を財政面から検証するための指標例

目的：財務的視点	検証・確認すべき指標
① 財政規律の堅持 ：健全性（ストック&フロー）	健全化判断比率 ✓ 実質赤字比率 ✓ 連結実質赤字比率 ✓ 実質公債費比率 ✓ 公営企業資金不足比率 ✓ 将来負担比率
	住民一人当たり連結有利子負債残高（万円） ：世代間公平性（ストック） 社会資本形成の世代間負担比率 （有利子負債÷公共資産）：連結
② 資産の継承 ：資産形成度（ストック）	資産老朽化比率
③ 高品質な財政運営 ：弾力性（フロー）	経常収支比率
	公債費負担比率

第7章 資料編

1 更新費用算定の根拠

本町の公共施設等の更新費用の推計にあたっては、総務省提供の「公共施設等更新費用試算ソフト」（以下「試算ソフト」という。）を使用して行います。また、推計の条件は、試算ソフトの初期設定値を用いています。

これらの初期設定値は、2011年（平成23年）3月に総務省監修の下、日本財団の助成を受けて財団法人自治総合センターが行った「公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究」に基づくものです（図表 7.1.1、7.1.2 参照）。

なお、試算期間は、40年度分としています。

図表 7.1.1 公共建築物の更新費用推計条件

基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 公共建築物の大分類ごとに、建替え、大規模改修について、更新年数経過後に現在と同じ延べ床面積等で更新すると仮定し、延べ床面積等の数量に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算する。 		
数量について	<ul style="list-style-type: none"> 公共建築物の過去の年度ごとの延べ床面積を用いる。 1950年（昭和25年）以前の施設については、合計した延べ床面積を用いる。 		
更新（建替え）	<ul style="list-style-type: none"> 更新年数：建設年から60年目に建替えることとしている。 建替え期間：単年度に建替えの負担が集中しないように建替え期間を3年としている（59年目～61年目）。 積み残し処理を割り当てる年数：試算時点で更新年数を既に経過し、建替えられなくてはならないはずの施設が、建替えられずに残されている場合に、積み残しを処理する年数を10年としている。 		
大規模改修	<ul style="list-style-type: none"> 実施年数：建設年から30年目に大規模改修を行うこととしている。 修繕期間：単年度に大規模改修の負担が集中しないように修繕期間を2年としている（29年目～30年目）。 積み残し処理を割り当てる年数：試算時点で改修実施年数を既に経過し、大規模改修されなくてはならないはずの施設が、大規模改修されずに残されている場合に、積み残しを処理する年数を10年としている。ただし、建設時より51年以上経ているものについては建替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えると仮定している。 		
	対象施設類型	更新（建替え）単価	大規模改修単価
	市民文化系、社会教育系、行政系等施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	スポーツ・レクリエーション系等施設	36万円/㎡	20万円/㎡
	学校教育系、子育て支援施設等	33万円/㎡	17万円/㎡
	公営住宅	28万円/㎡	17万円/㎡

※大規模改修の単価は、建替えの約6割で想定するのが一般的とされているため、この想定単価を設定している。

図表 7.1.2 インフラ資産の更新費用推計条件

インフラ資産名	分類	更新年数	更新単価
道 路	一般道路	15 年	4.7 千円/㎡
	自転車歩行者道		2.7 千円/㎡
橋りょう	共通	60 年	448 千円/㎡
上水道	導水管 300mm 未満	40 年	100 千円/m
	// 300~500mm 未満		114 千円/m
	// 500~1000mm 未満		161 千円/m
	// 1000~1500mm 未満		345 千円/m
	// 1500~2000mm 未満		742 千円/m
	// 2000mm 以上		923 千円/m
	送水管 300mm 未満		100 千円/m
	// 300~500mm 未満		114 千円/m
	// 500~1000mm 未満		161 千円/m
	// 1000~1500mm 未満		345 千円/m
	// 1500~2000 満		742 千円/m
	// 2000mm 以上		923 千円/m
	配水管 150mm 以下		97 千円/m
	// 200mm 以下		100 千円/m
	// 250mm 以下		103 千円/m
	// 300mm 以下		106 千円/m
	// 350mm 以下		111 千円/m
	// 400mm 以下		116 千円/m
	// 450mm 以下		121 千円/m
	// 500mm 以下		128 千円/m
	// 550mm 以下		128 千円/m
	// 600mm 以下		142 千円/m
	// 700mm 以下		158 千円/m
	// 800mm 以下		178 千円/m
	// 900mm 以下		199 千円/m
	// 1000mm 以下		224 千円/m
	// 1100mm 以下		250 千円/m
	// 1200mm 以下		279 千円/m
	// 1350mm 以下		628 千円/m
	// 1500mm 以下		678 千円/m
// 1650mm 以下	738 千円/m		
// 1800mm 以下	810 千円/m		
// 2000mm 以上	923 千円/m		

2 官民連携の解説

(1) 官民連携手法について

官民連携手法には、PPP（Public Private Partnership）、PFI（Private Finance Initiative）、指定管理者制度といった様々な手法があり、また、それらの手法には民間事業者の関与度合いや資産保有形態によっていくつかの方式に分かれます（図表 7.2.1 参照）。

図表 7.2.1 官民連携手法

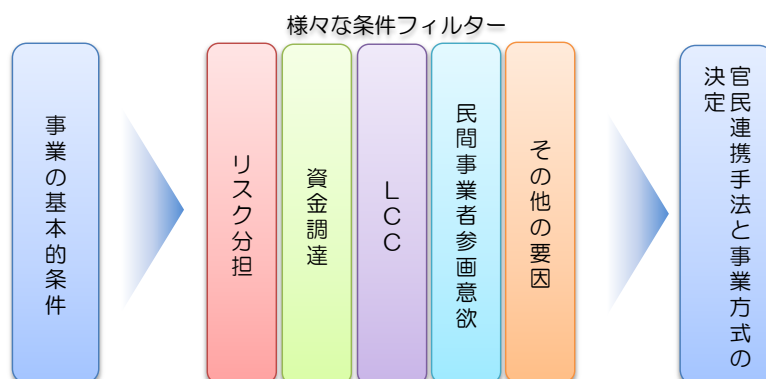
官民連携手法	事業方式等
PPP Public Private Partnership	官民連携または公民連携と呼ばれる。PPP は官民連携の包括的な概念で民間事業者の関与度合いや資産保有形態によっていくつかの整備手法に分かれる。以下に示す PFI、指定管理者制度、包括的業務委託も PPP の手法の一つに位置づけられる。
PFI Private Finance Initiative	民間資金による社会資本整備。民間の資金やノウハウを活用した社会資本整備手法であり、次に示すような幾つかの事業方式がある。 ① BTO（Build Transfer Operate）方式：施設の整備を民間が行い、施設整備後は所有権を行政へ移転し、民間が維持管理運営を行う。 ② BOT（Build Operate Transfer）方式：施設の整備を民間が行い、整備後は民間が施設を所有しつつ運営を行い、事業終了後に所有権を行政に移転する。 ③ BOO（Build Own Operate）方式：施設の整備を民間が行い、整備後は民間が施設を所有しつつ運営を行う。 ④ コンセッション方式：施設の所有権は行政が保有し、長期にわたって運営権を民間に提供することで民間事業者が施設の維持管理運営を行う。
指定管理者制度	公共施設の管理・運営を民間企業や NPO に包括的に代行させる制度である。
包括的業務委託	地方公団体が行政責任を果たすために必要な監督権等を留保したうえで、その業務を包括的に民間（個人も含む）に委託して公共施設を運営する。

※PPP は、本来官民連携を総称する言葉ですが、ここでは便宜上官民連携手法の一つとして用いています。

(2) 官民連携手法の選定について

官民連携事業を導入するメリットは、行政と民間で適切なリスク分担が行えること、民間の資金調達やノウハウを活用することで低廉かつ質の高い行政サービスの提供、それに伴う行政の財政負担の軽減、地域事業者の参画による地域経済の活性化があげられます。そのため、行政が実施する事業に適した手法の選択を基本計画策定段階から模索することは、上記に挙げた官民連携のメリットを最大限に発揮するために極めて重要です。事業の基本的条件を基に、リスク分担・資金調達・LCC（ライフサイクルコスト）・民間事業者の参画意欲等の様々な条件をフィルターにして比較しながら、事業に適した事業方式の検討を行う必要があります（図表 7.2.2 参照）。

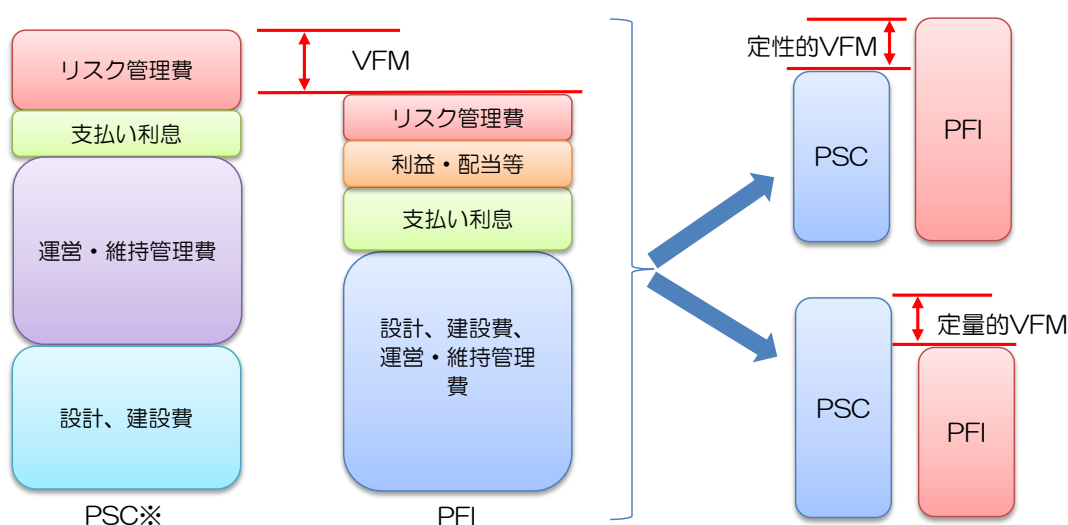
図表 7.2.2 官民連携手法検討フィルター



官民連携手法の検討において、もう一つ重要な点としては VFM (Value For Money) の考え方です。VFM とは、公共施設の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く（定量的評価）、または、同一価格でより上質のサービスを提供する（定性的評価）考え方です。

ここで、定量的な評価のみを重視してしまった場合、本来の官民連携事業で期待する効果である民間の技術力や経営力等のノウハウや資金力といった、民間の活力を十分に活かした民間の創意工夫による良質な行政サービス創出の視点が軽視されてしまうことが懸念されます。そこで、民間の創意工夫を最大限に発揮するために定性的な視点を加えて VFM を評価することにより民間の創意工夫を評価できるため、官民連携事業の本来の目的である民間活力の導入による良質な行政サービスの創出が期待できます（図表 7.2.3 参照）。

図表 7.2.3 VFM の考え方



※PSC (Public Sector Comparator)：公共自らが実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値。提案されたPFI事業が従来型の公共事業に比べ、VFMが得られるかの評価を行う際に使用される。

3 用語集

【い】

●依存財源

国や県（市町村の場合）により定められたり、割り当てられたりする補助金・交付金のほか、地方公共団体が実施する建設事業に充当するために借り入れる長期借入金などを指す。依存財源には、地方交付税、国庫支出金、市町村については都道府県支出金、地方譲与税及び地方債が含まれる。

●一般会計

地方公共団体の会計の中心をなすもの。特別会計で計上される以外のすべての経費は一般会計で処理される。

●一般財源

地方公共団体の歳入のうち、用途が特定されず、どのような経費にも使用できるもの。地方税、地方譲与税、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額。なお、これらのほか、市町村においては都道府県から市町村が交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金（政令指定都市のみ）を加算した額をいう。

●インフラ資産

一般的に生活や産業の基盤として整備される施設としてのインフラのうち、道路、橋りょう、簡易水道のこと。

【き】

●起債

国債、地方債、社債等の債券の発行（募集）のこと。

●義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務付けられ任意に節減できない経費。歳出のうち経常的経費とされている人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費の6費目は広い意味ではすべて義務的経費に含まれるが、中でも人件費、扶助費、公債費の3つの費目が狭い意味での義務的経費とされる。義務的経費の割合が高いと、その地方公共団体は他の任意の事業を実施しにくくなり、一般的に財政が硬直化しているといわれる。

【し】**●自主財源**

地方公共団体が自主的に収入しうる財源をいう。地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入がこれに該当する。自主財源の割合が高いことは、その使途決定が自主的に行いうる状況を指しており、地方公共団体にとって、一般的に自主財源の割合が高いことが望ましい。

【た】**●耐用年数**

減価償却の対象となる資産において利用が可能な年数のこと。また、減価償却資産を適正に費用配分するための年数のこと。

【ち】**●地方交付税**

全国の住民が、都会でも田舎でも等しい行政サービスを受けられるよう、それに必要となる費用を、国が各地方公共団体に配分するもの。国税である所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合を財源とすることが定められている。本来は地方固有の自主財源と言えるが、配分の過程における国の関与が大きいので、依存財源とされる。一般的に、財政的に豊かな団体には薄く、財政的に厳しい団体には厚く配分される。

【と】**●投資的経費**

その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費のこと。生産的経費ともいわれ、これに分類できる性質別経費としては、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費があげられる。

●特別会計

特別会計は一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理される会計。料金収入を主な財源としている公営企業会計、法律で特別会計の設置が義務付けられている国民健康保険事業会計、介護保険事業会計などが特別会計として設けられている。

【5】**●普通会計**

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における実質公債費比率等の対象となる「一般会計等」とほぼ同様の会計の範囲である。

●普通建設事業費

地方公共団体の歳出のうち、性質別分類の際に使用される支出要素の一つ。道路、橋りょう、学校、庁舎等の公共施設の新增築等の建設事業に要する経費で、その支出の効果が将来に残ることから投資的経費と呼ばれる。